平成２８年（フ）第５８３号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番10号　410号
債務者　白津　榮造
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１２号
大阪市淀川区新高４丁目１番47号　アルチコンテント新高　502号
債務者　千田　繁春
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５１号
大阪府摂津市千里丘２丁目12番10号　ナンノ第12号館417号室、住民票上の住所大阪府摂津市千里丘３丁目11番５－608号
債務者　寺口　美香
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番36号　ロアール新札幌４－２　402号、住民票上の住所北海道千歳市北斗３丁目11番10号
債務者　梅森　久幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５号
札幌市北区南あいの里５丁目７番８－102号
債務者　高橋　文浩
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番22－306号
債務者　神　　珠美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９号
札幌市中央区宮の森２条16丁目１番13号　サンビレッジ宮の森101号
債務者　山本　貴裕
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
札幌市西区平和２条３丁目３番５号　第２平和ハイツ101号
債務者　司馬　晴香
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
北海道千歳市都260番地の２
債務者　高橋　伸嘉
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１号
札幌市白石区平和通５丁目北４番11号　グレースマンション陽功13号
債務者　城　　昭二
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３号
北海道石狩市花川北６条１丁目44番地　サンケイハイツＢ102号
債務者　妹尾野乃花（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
札幌市白石区川下３条６丁目７番16－202号
債務者　佐井知恵子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２号
札幌市東区北50条東２丁目３番１－102号
債務者　沖野　幸夫
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６４号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目１番60－109号
債務者　萩野　恒政
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目１番60－109号
債務者　萩野　芳子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４号
札幌市北区北23条西５丁目１番15－202号
債務者　稲場　　学
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５号
札幌市北区北23条西５丁目１番15－202号
債務者　稲場加代子（旧姓笹渕・北畠）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部